

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 18 年 5 月 15 日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市伏見区向島津田町 91 番地の 90

荒井 徳一

(2) 建築協定の名称

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区

(3) 建築協定区域

京都市伏見区向島津田町 91 番地の 9 から 91 番地の 12 まで、91 番地の 15 から 91 番地の 49 まで、91 番地の 51 から 91 番地の 61 まで、91 番地の 63 から 91 番地の 68 まで、91 番地の 70 から 91 番地の 81 まで、91 番地の 89 から 91 番地の 101 まで及び 91 番地の 123 から 91 番地の 126 まで並びに同区向島西堤町 82 番地の 6 から 82 番地の 9 まで、82 番地の 11、82 番地の 15 から 82 番地の 20 まで及び 82 番地の 25 から 82 番地の 27 まで

(4) 建築協定区域隣接地

京都市伏見区向島津田町 91 番地の 50、91 番地の 62、91 番地の 69、91 番地の 88、91 番地の 102 及び 91 番地の 127

(5) 建築協定の事項

建築物の位置，構造，用途，形態及びその他の事項

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 18 年 5 月 15 日 (月) から平成 18 年 6 月 5 日 (月) まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 18 年 6 月 8 日 (木) 午後 7 時から午後 8 時まで

(2) 場所

京都市伏見区向島津田町 91 番地の 127

西津田町集会所

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田徹

(都市計画局建築指導部指導課)